

監査報告書

令和6年5月15日

学校法人 阪和学園
理事会 御中
(評議員会 御中)

監事 柴田 正吉



監事 小川 和也



私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき監査報告を行うため、学校法人阪和学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務又は財産の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上